

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個	三 取扱の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	二 條 件 （一）契約期間 一年 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 中加積信用組合割増金 金附屬定期貯金	一名 大蔵大臣 池田 勇人 水橋信用組合割増金 附月掛貯金	二 條 件 （一）貯金の種類 定期積金 （二）契約期間 一年 （三）給付金額 一口二千四百円 （四）掛金の金額 二百円 十二回 （五）抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき、各回の抽せん権一個を附與する。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 淡路信用組合割増金 附第三回福光定期貯金	二 條 件 （一）契約期間 六月 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十二月十四日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 東濃農協割増金 附定期貯金
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個	三 取扱の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	二 條 件 （一）契約期間 一年 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 中加積信用組合割増金 金附屬定期貯金	一名 大蔵大臣 池田 勇人 水橋信用組合割増金 附月掛貯金	二 條 件 （一）貯金の種類 定期積金 （二）契約期間 一年 （三）給付金額 一口二千四百円 （四）掛金の金額 二百円 十二回 （五）抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき、各回の抽せん権一個を附與する。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 淡路信用組合割増金 附第三回福光定期貯金	二 條 件 （一）契約期間 六月 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十二月十四日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 東濃農協割増金 附定期貯金
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個	三 取扱の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	二 條 件 （一）契約期間 一年 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 中加積信用組合割増金 金附屬定期貯金	一名 大蔵大臣 池田 勇人 水橋信用組合割増金 附月掛貯金	二 條 件 （一）貯金の種類 定期積金 （二）契約期間 一年 （三）給付金額 一口二千四百円 （四）掛金の金額 二百円 十二回 （五）抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき、各回の抽せん権一個を附與する。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 淡路信用組合割増金 附第三回福光定期貯金	二 條 件 （一）契約期間 六月 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十二月十四日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 東濃農協割増金 附定期貯金
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個	三 取扱の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	二 條 件 （一）契約期間 一年 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 中加積信用組合割増金 金附屬定期貯金	一名 大蔵大臣 池田 勇人 水橋信用組合割増金 附月掛貯金	二 條 件 （一）貯金の種類 定期積金 （二）契約期間 一年 （三）給付金額 一口二千四百円 （四）掛金の金額 二百円 十二回 （五）抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき、各回の抽せん権一個を附與する。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 淡路信用組合割増金 附第三回福光定期貯金	二 條 件 （一）契約期間 六月 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十二月十四日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 東濃農協割増金 附定期貯金
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個	三 取扱の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	二 條 件 （一）契約期間 一年 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 中加積信用組合割増金 金附屬定期貯金	一名 大蔵大臣 池田 勇人 水橋信用組合割増金 附月掛貯金	二 條 件 （一）貯金の種類 定期積金 （二）契約期間 一年 （三）給付金額 一口二千四百円 （四）掛金の金額 二百円 十二回 （五）抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき、各回の抽せん権一個を附與する。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 淡路信用組合割増金 附第三回福光定期貯金	二 條 件 （一）契約期間 六月 （二）預入金額 一口千円 （三）取戻の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十二月十四日まで。	一名 大蔵大臣 池田 勇人 東濃農協割増金 附定期貯金

て、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。昭和二十五年十月十五日から同年十一月三十日まで。

三 取扱の時期 昭和二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで。

四 割増金 抽せん権五百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

（一）第一回抽せん 一等 割増金 当せんの数 二〇〇〇
二等 一〇〇〇
三等 五〇〇
四等 二〇〇
五等 一〇〇
計 五、〇〇〇

（二）第二回抽せん 一等 割増金 当せんの数 一〇〇〇
二等 五〇〇
三等 二〇〇
四等 一〇〇
五等 五十
計 二、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十六年五月十五日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十六年五月十五日

七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、中加積信用組合割増金附屬定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十月十三日

大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第九百六十七号

割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、中加積信用組合割増金附屬定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十月十三日

大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第九百六十八号

割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條の規定により、水橋信用組合割増金附月掛貯金の細目を次のように定める。

昭和二十五年十月十三日

大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第九百六十九号

割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、淡路信用組合割増金附第三回福光定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十月十三日

大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第九百七十号

割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、東濃農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十月十三日

大蔵大臣 池田 勇人

●農林省告示第三百十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）に基づき、輸出植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十月十三日

農林大臣 廣川 弘

別表ヒトリツブシの部の三中の次に4として次のように加える。

4 Chinese yellow kid 及び Red kid と稱するもの

別表イギリスの部を次のように改める。

イギリス（グレートブリテン及びアイランド）

一、検査を必要とする植物の種類

1 植物、その部分及び球根類であつて栽培するもの

- 2 生野菜（根菜類、アスパラガス、なす、さやいんげん、さやえんどう、たまねぎ、わけぎ、とうがらし、とまと、チコリ等）
 - 3 ばれいしよ、その部分及び塊茎
 - 4 生サイダー用りんご
 - 5 たまねぎ及びにらねぎの種子並びにすぐりの果実（アイルランドに限る。）
- 二、検査に關し要求している事項
- 1 病菌、害虫及びその他の有害動植物が附着してはならない。
 - 2 ばれいしよ、その部分及び塊茎の場合は、当該栽培地及びその周囲二キロメートル以内によれいしよがもしや病が発生したことがあつてはならない。
 - 三、輸入を禁止している植物等（農水省の許可があるものを除く。）
 - 1 くり属の植物であつて生活力のあるもの
 - 2 まつ科のうち、もみ属、からまつ属、はりもみ属、まつ属、とがさわら属、いちいもどき属、このてがしわ属及びつが属の植物であつて生活力のあるもの（種子を除く。）
 - 3 やまならし属の植物であつて生活力のあるもの
 - 4 さとうだいこん及びふだんそらうの生のもの又はその部分（種子を除く。）
 - 5 五、乾草、アルファアルファ・ミール、いんげん類、草類、草根、しだ類、苔類及びブラツケン若しくはヒサシのやうなものを含む芝土並びにいね及びいねわら（アイルランドに限る。）
- 四、発給すべき証明書の様式及び並びに発給に際して注意すべき事項
- 1 証明書は、左記様式とする。
- 原証明書一通、互証明書二通（郵便物の場合にあつては、各欄に互証明書一通）

**Japanese Government
Plant Quarantine Service**

No. CERTIFICATE OF INSPECTION OF
EXPORTING PLANTS

(the living plants

This is to certify that (a representative sample of the living plants included in the consignment of which particulars are given below, were/was thoroughly examined on the... (date) by..... (name)..... a duly authorized Official of the..... and found to be healthy, no evidence of the presence of any insect, fungus or pest destructive to agricultural or horticultural crops having been found in them.

2. It is further certified that the consignment does not contain any plant of the genus *Castanea*, *Populus*, or of the genera of the Order Pinaceae, viz., *Abies*, *Larix*, *Picea*, *Pinus*, *Fusoides*, *Sequoia*, *Thuja* and *Tsuga*, or any plant of sugar beet or *mangold* (*Beta vulgaris* Linn.).



(Signed)
(Official status)
(Date)

Number and description of packages.....	Distinguishing marks.....
Description of contents.....	
.....	
Stated to be grown at.....	
Exported by.....	
Name and address of consignee.....	
.....	
Name of vessel.....	
Date of shipment.....	
Port of landing.....	

備考 荷物の内容がばいしょであるときは、証明書本文(2)にかえて次の通り記入すること。

It is further certified that no case of the disease known as "wart disease" or "black scab" of potatoes (*Synchytrium endobioticum*) has occurred at any time on the farm or holding where the potatoes included in the consignment were grown, nor within two kilometres thereof.

2 原証明書は、農水産省園芸部

へ、写証明書は荷物とともに荷受人にあてて送付させること。

枚すつ濕附せざるべしと

3 証明書は、検査施行の日から十四日を経過してなお船積しな

いときは、無効となる。

●通商産業省告示第百八十七号

昭和二十三年一月商工省告示第七号
(通商産業省生産動態統計調査規則に
よる薬種指定等の件)の一部を次のよ
うに改正する。

昭和二十五年十月十三日

通商産業大臣 横尾 龍二

製造工業中機械器具工業の部電気機械器具製造業の項を次のように改める

電氣機械器具通信機械器具製造業	電氣機械器具通信機械器具製造業	電氣機械器具通信機械器具製造業
工員十名以上を有する工場	工員十名以上を有する工場	工員十名以上を有する工場
月報	月報	月報
電氣機械器具通信機械器具製造業労働月報	電氣機械器具通信機械器具製造業労働月報	電氣機械器具通信機械器具製造業労働月報
商二、七〇二四部	商二、七〇二四部	商二、七〇一四部
通商産業局長	通商産業局長	通商産業局長
三部	三部	三部

製造工業中機械器具工業の部同(光学機械器具)の項の次に次のように加える

同(事務用機械)	同(事務用機械)
工員五名以上を有する工場	工員五名以上を有する工場
月報	月報
事務用機械生産月報	事務用機械生産月報
商二、二七三部	商二、二六三部
通商産業局長	通商産業局長
二部	二部